



島根県報

令和8年7月17日（金）

第 7 3 7 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

指定施業要件の変更予定保安林	（森 林 整 備 課）	2
兼用工作物管理協定の成立	（河 川 課）	2
公有水面埋立ての免許	（港 湾 空 港 課）	3
建築基準法の規定による道路の指定	（建 築 住 宅 課）	4

【公 告】

補欠の労働者委員候補者の推薦期間	（雇 用 政 策 課）	5
公共測量の実施（3件）	（技 術 管 理 課）	5

告**示**

島根県告示第439号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を農林水産大臣から受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所

邑智郡美郷町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の^{かん}涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第440号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により護岸と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定により告示する。

その関係図書は、益田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 河川の名称

二級河川益田川水系益田川

2 河川管理施設の名称又は種類

左岸護岸

3 河川管理施設の位置

益田市美都町都茂4917番地先

4 管理を行う者の氏名及び住所

道路管理者 益田市長

益田市常磐町1番1号

5 管理の内容

(1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

(2) 原則として、道路専用施設に係る災害復旧

6 管理の期間

令和8年6月24日から道路の存続する日まで

島根県告示第441号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、次のとおり公有水面埋立てを免許したので、同法第11条の規定により告示する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 免許年月日

令和8年7月9日

2 免許受人

島根県松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山 達也

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置

島根県出雲市河下町83番1、83番2、83番3、111番3及び111番4の地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び1の地点と40の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 国土地理院三等三角点「蛸ノ原」（北緯35度26分28.5012秒、東経132度44分58.9907秒。以下「原点」という。）から353度34分37秒、948.25メートルの地点
- 2の地点 1の地点から19度41分21秒、6.98メートルの地点
- 3の地点 2の地点から20度07分56秒、10.00メートルの地点
- 4の地点 3の地点から20度06分35秒、10.04メートルの地点
- 5の地点 4の地点から20度10分01秒、10.11メートルの地点
- 6の地点 5の地点から19度59分50秒、10.07メートルの地点
- 7の地点 6の地点から19度54分43秒、10.23メートルの地点
- 8の地点 7の地点から19度57分29秒、9.96メートルの地点
- 9の地点 8の地点から20度07分45秒、9.99メートルの地点
- 10の地点 9の地点から19度54分44秒、1.73メートルの地点
- 11の地点 10の地点から113度11分38秒、162.26メートルの地点
- 12の地点 11の地点から204度12分44秒、14.13メートルの地点
- 13の地点 12の地点から203度18分51秒、13.14メートルの地点
- 14の地点 13の地点から203度29分46秒、13.20メートルの地点
- 15の地点 14の地点から203度37分24秒、13.13メートルの地点
- 16の地点 15の地点から203度53分56秒、10.05メートルの地点
- 17の地点 16の地点から204度07分11秒、7.10メートルの地点
- 18の地点 17の地点から203度40分33秒、7.17メートルの地点
- 19の地点 18の地点から294度12分47秒、3.36メートルの地点
- 20の地点 19の地点から204度08分36秒、0.53メートルの地点
- 21の地点 20の地点から222度51分28秒、0.08メートルの地点

22の地点 21の地点から294度11分14秒、17.07メートルの地点
23の地点 22の地点から292度44分42秒、15.66メートルの地点
24の地点 23の地点から291度06分25秒、1.37メートルの地点
25の地点 24の地点から202度46分37秒、0.05メートルの地点
26の地点 25の地点から294度20分36秒、0.80メートルの地点
27の地点 26の地点から22度17分25秒、0.03メートルの地点
28の地点 27の地点から293度20分17秒、2.65メートルの地点
29の地点 28の地点から293度33分41秒、3.52メートルの地点
30の地点 29の地点から292度58分19秒、8.04メートルの地点
31の地点 30の地点から293度15分20秒、15.96メートルの地点
32の地点 31の地点から293度24分56秒、10.64メートルの地点
33の地点 32の地点から293度13分05秒、9.33メートルの地点
34の地点 33の地点から293度36分17秒、15.19メートルの地点
35の地点 34の地点から293度11分19秒、10.65メートルの地点
36の地点 35の地点から292度42分34秒、5.21メートルの地点
37の地点 36の地点から293度03分29秒、6.78メートルの地点
38の地点 37の地点から292度43分56秒、13.54メートルの地点
39の地点 38の地点から292度22分14秒、9.07メートルの地点
40の地点 39の地点から288度26分06秒、0.78メートルの地点

ウ 面積

12,505.05平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

島根県出雲市河下町83番1、83番2、83番3、111番3及び111番4の地内並びに地先の公有水面

イ 区域

次の各地点を順次に結んだ線及びアの地点とケの地点とを結んだ線により囲まれた区域

アの地点 原点から351度13分25秒、1,064.86メートルの地点
イの地点 アの地点から23度11分38秒、150.00メートルの地点
ウの地点 イの地点から113度11分38秒、310.00メートルの地点
エの地点 ウの地点から203度11分38秒、180.00メートルの地点
オの地点 エの地点から293度11分38秒、50.38メートルの地点
カの地点 オの地点から203度15分37秒、70.20メートルの地点
キの地点 カの地点から293度11分38秒、180.80メートルの地点
クの地点 キの地点から23度11分38秒、70.20メートルの地点
ケの地点 クの地点から293度11分38秒、78.73メートルの地点

ウ 面積

68,495.02平方メートル

4 埋立地の用途

埠頭用地（エプロン、野積場及び道路）

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）に基づく道路のうち、次に掲げる道路を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号に規定する道路に指定したので告示する。

その関係図面は、益田県土整備事務所及び益田市役所に備えて一般の縦覧に供する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

路 線 名	区 間		道路の幅員	道路の延長	指定の年月日 及び番号
	起 点	終 点			
区画道路6-22号	益田市中吉田町992 - 6	益田市中島町イ172 - 1	メートル 6.0	メートル 115.18	令和8年7月9日 第1号

公 告

第50期島根県労働委員会労働者委員について、補欠の委員を1名任命する必要があるので、労働委員会委員の推薦方法（昭和35年島根県告示第562号）第3号の項イの規定により、補欠の労働者委員候補者の推薦期間を次のとおり定める。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

推薦期間 令和8年7月17日から同年8月17日まで

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について浜田市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 作業期間
令和8年7月7日から令和9年3月26日まで
- 作業地域
浜田市三隅町古市場地内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

- 作業種類
公共測量（UAVレーザ測量）
- 作業期間
令和8年5月7日から同年12月25日まで
- 作業地域

出雲市内

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について島根県知事から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

令和8年7月17日

島根県知事 丸 山 達 也

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量）

2 作業期間

令和8年7月21日から令和9年3月24日まで

3 作業地域

益田市山折町地内